

会 議 要 旨

(1 / 3)

会議の名称	第29回川越市開発審査会
開催日時	令和8年2月12日(木) 午前10時00分 開会 ・ 午前11時00分 閉会
開催場所	本庁舎 7階 第5委員会室
議長(会長)氏名	渋谷 武会長
出席者(委員)氏名 (人数)	佐藤 恭子委員、町田 明美委員、 大澤 昭彦委員、宇津木 二郎委員 (4名)
欠席者(委員)氏名 (人数)	無し
会議の公開	公開
傍聴人	無し
事務局諮問者職員	都市計画部長、都市計画部・開発指導課職員(4名)
関係課出席者(人数)	産業観光部・産業振興課企業立地推進室長(1名)
関係課欠席者(人数)	無し
会議次第	<p>1. 開会</p> <p>2. 議題</p> <p>(1) ①議案第40号 「川越市開発許可等の基準に関する条例」の一部改正(案)について</p> <p>②議案第41号 市条例第4条第1号イに関する審査基準の一部改正(案)について</p> <p>3. その他</p> <p>4. 閉会</p>
配布資料	・次第 ・委員名簿 ・案件に関する資料

議 事 の 経 過

1 開会

2 議題

(1) 議案第40号「川越市開発許可等の基準に関する条例」の一部改正(案)について及び(2) 議案第41号市条例第4条第1項第1号イに関する審査基準の一部改正(案)については、関連があるため一括説明。

【提案者から議案についての説明】

質疑応答(意見)の概要

(1) 議案第40号について

○条例改正案第4条第1項第9号の中の土地利用に関する計画(以下、「土地利用計画書」という)に周辺環境が把握できる図面は添付されるのか。
⇒土地利用計画書の指定区域位置図に、指定区域の範囲を図示することとしている。また、緩衝帯の幅、建物の用途や高さについては、土地利用計画書に記載する。なお、詳細な計画については、開発許可申請時に土地利用計画書の内容に適合しているか審査する。

○交通上の関係で通学路が影響される場合等のチェックはどのようになるのか。

⇒「川越市開発許可等の基準に関する条例第4条第1項第9号」に係る指定運用方針(案)(以下、「運用方針(案)という。)」の別紙2中の④公共施設の状況の中に「区域指定に伴う発生交通量の円滑な処理に向けた道路等交通施設の検討」があり、通学路や歩行者への安全配慮を土地利用計画書に記載していく。

○住宅が近接する場合、緩衝帯の幅や緑地帯等のチェックは土地利用計画書の中で担保されるのか。

⇒運用方針(案)別紙2「⑥周辺への影響」の「施設等の立地が周辺の土地利用に与える影響及びその対策」に記載のとおり、土地利用計画書に緩衝帯や緑地等に関する内容を記載する。なお、開発許可については、審査基準として土地利用計画書に記載されている内容が反映されているか確認する。

○近隣他市の状況はどうなっているか。

⇒県内の市街化調整区域を有する自治体は、63市町村中51市町あり、産業系の条例を制定している自治体は、39市町となっている。

○川越市は企業誘致のスタートが少し遅かったのではないか。圏央道川島ICが開通するときに合わせて企業誘致に向けた検討をした方が良かったと思う。

○市の財政を考えれば、企業誘致は推進してもらいたいと考える。

(2) 議案第41号について

特になし

議 事 の 経 過

3 その他

4 閉会

会長署名

【※原本には署名あり】

会長が指名した出席委員の署名

【※原本には署名あり】